

## 震度の地域名称と震央地名の変更内容

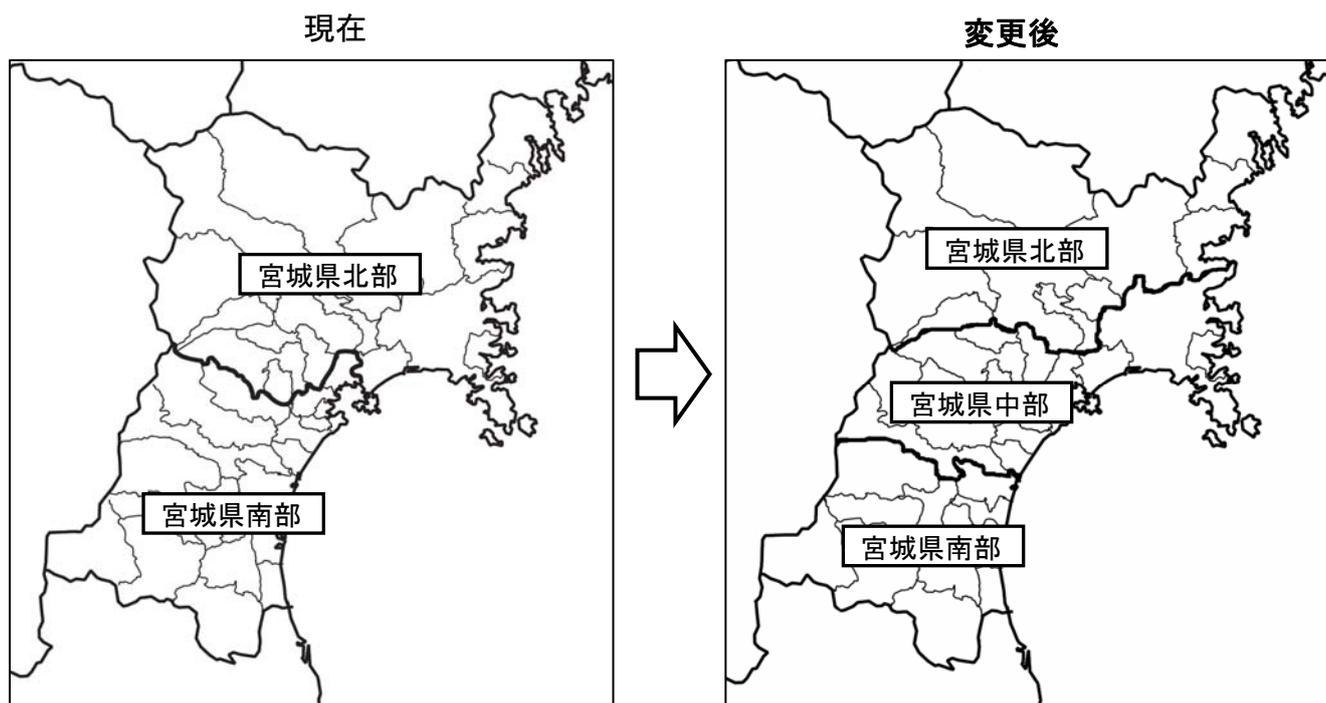
## (1) 宮城県の変更

① 震度の地域名称を以下のとおり変更します。

含まれる市町村 (変更前)	地域名称	含まれる市町村 (変更後)
石巻市、気仙沼市、栗原市、登米市、東松島市、大崎市、黒川郡、加美郡、遠田郡、牡鹿郡、本吉郡	宮城県北部	気仙沼市、栗原市、登米市、大崎市、加美郡、遠田郡、本吉郡
	宮城県中部	仙台市、石巻市、塩竈市、多賀城市、東松島市、宮城郡、黒川郡、牡鹿郡
仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡、宮城郡	宮城県南部	白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡

② 震央地名を震度の地域名称に合わせて変更します。

## 参考図（震度の地域名称、震央地名とも）



## (2) その他の名称変更

### ア. 山梨県

① 震度の地域名称を以下のとおり変更します。

現在の地域名称	新しい地域名称
山梨県東部	<b>山梨県東部・富士五湖</b>
山梨県中西部	<b>山梨県中・西部</b>

② 震央地名についても震度の地域名称と同様に変更します（上の表と同じ）。

### イ. 熊本県

① 震度の地域名称を以下のとおり変更します。

現在の地域名称	新しい地域名称
熊本県天草芦北	<b>熊本県天草・芦北</b>

② 震央地名についても震度の地域名称と同様に変更します（上の表と同じですが、語尾に「地方」が付きます）。

## ウ. 震央地名からの「地方」の削除

語尾に「地方」が付く震央地名のうち、名称と同名の市町村が存在しないなど、語尾の「地方」を削除しても地域としての名称であることが分かるものについて、「地方」を削除する変更を実施します。「地方」を削除する震央地名は以下のとおりです。

現在の震央地名	新しい震央地名
檜山支庁地方	<b>檜山支庁</b>
福島県中通り地方	<b>福島県中通り</b>
福島県浜通り地方	<b>福島県浜通り</b>
福島県会津地方	<b>福島県会津</b>
福井県嶺北地方	<b>福井県嶺北</b>
福井県嶺南地方	<b>福井県嶺南</b>
奈良県地方	<b>奈良県</b>
愛媛県東予地方	<b>愛媛県東予</b>
愛媛県中予地方	<b>愛媛県中予</b>
愛媛県南予地方	<b>愛媛県南予</b>
長崎県島原半島地方	<b>長崎県島原半島</b>
宮崎県北部平野部地方	<b>宮崎県北部平野部</b>
宮崎県北部山沿い地方	<b>宮崎県北部山沿い</b>
宮崎県南部平野部地方	<b>宮崎県南部平野部</b>
宮崎県南部山沿い地方	<b>宮崎県南部山沿い</b>

※ なお、震度の地域名称については、「震度速報」に用いられるため速報性を最重視し、これまでどおり、全て「地方」を付けない名称とします。

### (3) 日本周辺の海域の震央地名変更

〔変更後の震央地名は別紙3を参照してください〕

## 【震度の地域名称と震央地名とは】

- ・ 震度の地域名称とは、地震情報において地域震度を発表するため、全国を約180に区分した地域のことです。
- ・ 震央地名とは、地震の震源の場所を示す地域のことです。
- ・ 日本の内陸（沖縄県や島しょ部など、一部の区域を除きます）では、震度の地域名称と震央地名は共通の名称・区域としています。

### 震央地名

地震情報（震源・震度に関する情報）

平成18年3月2日3時46分 気象庁地震火山部発表

きょう02日03時40分ころ地震がありました。

震源地は、奄美大島近海（北緯28.1度、東経129.0度）で、震源の深さは約20km、地震の規模（マグニチュード）は4.8と推定されます。

〔震度3以上が観測された地域〕

震度3 鹿児島県奄美北部 鹿児島県奄美南部

〔震度3以上が観測された市町村〕

震度3 瀬戸内町 天城町

この地震による津波の心配はありません。

### 震度の地域名称